

平成22年度第3回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成22年6月16日(水)

会 場 富合総合支所 3階会議室

開会時間 午前10時00分

終了時間 午前11時40分

○ 出席委員 (9名)

会 長 田 中 榮 信

副会長 小 山 一 美

委 員 米 原 靖 雄

野 口 ミナ子

村 崎 博 則

改 原 明 博

松 永 隆

内 藤 信 博

菊 池 博 志

○ 欠席委員 (なし)

○ 参考人

熊本市議会議員 くつき 信 哉

平成22年度第3回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成22年6月16日（水）午前10時00分～

場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 合併特例区長挨拶

3 議 事

〔協 議〕

協議第 1 号 集落内開発制度と今後の都市計画について

〔報 告〕

報告第 1 号 警報等発令時の待機態勢について

報告第 2 号 今後の行事予定について

4 その他

○次回合併特例区協議会

・開催日時 平成22年 7 月 日（ ）午前・午後 時 分

5 閉 会

事務局

おはようございます。定刻になりましたので、協議会の開会に先立ちまして、配布資料の確認をしたいと思います。

まず1枚紙で「平成22年度第3回富合町合併特例区協議会次第」、それと「平成22年度第3回富合町合併特例区協議会」の冊子。それと議事の報告があります。以上2点の資料を配布しております。資料の過不足がございましたら、事務局までお申し出下さい。よろしいでしょうか。それではこれから会議に入ります。

会議の進行につきましては、合併特例区規約第10条第4項並びに、同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき、会長である田中議長にお願い致します。宜しくお願いします。

田中 榮信 議長

それでは私が、議事進行を努めさせていただきます。よろしくお願い致します。

只今から、平成22年度第3回富合町合併特例区協議会定例会を開催いたします。本日は協議会規約第10条第5項の規定に基づき、参考人といたしまして熊本市議会議員のくつき先生にご出席をいただいております。くつき参考人には忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会運営規則第7条第2項の規定により、指名をさせていただきます。本日は改原委員と松永委員にお願いしたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

次に構成員の出席数についてですが、本日は構成員の皆様全員出席でございます。尚、協議会規約第10条第3項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは早々でございますが、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思っております。最初に、特例区長の村崎区長にご挨拶をお願い致します。

村崎 秀 合併特例区長

おはようございます。お忙しい中にお集まりいただきました。ちょうど議会が終わりまして、富合地区も近いうちに田植えが始まります。そしてまた梅雨にも入ってまいりましたので、異常気象の中で災害が発生するのを大変心配しておりますが、出来ますなら大雨が降らずに梅雨が明けることを祈っておるところでございます。総合支所といたしましても、それに対応するような警戒態勢をとっておりますので、火急の場合には対応したいと思っております。協議会の委員さんにも、どうぞ地域で災害が起きた場合にはご協力をお願いしたいと思っております。

富合町も区割りの問題がありまして、私達も大変心配して眺めておりましたが、5区案に決定いたしまして、この総合支所が区役所になることが決定いたしました。町としても地域としても大変ありがたいことでもありますし、今後は区を中心となっていきますので、私達も大変喜んでおるところでございます。市議会、また市の中で色々な議論がありました。くつ

き議員、また区割審議委員に出ておられました岩永さんにも大変ご協力をいただきました。そしてまた地域の皆さん方も協議会の度に傍聴に行っていただき、くつき議員、また岩永さんを激励していただきましたことを本当にありがたく思っております。富合総合支所が区役所になる事は決定いたしましたので、大変嬉しく思っております。

また新幹線の車両基地建設についても、最終段階に入ってきました。昨夜は志々水・清藤の地区に対して、駅の工事説明会を致しました。駅の問題についても、反対される方がおられました。しかしながらこの駅の設置は、私たちの地域の交通アクセスに大変重要なことでありますし、ありがたいことだと思っております。これは私も最初、駅を作っただけなければ新幹線車両基地の協議には入らないということを申し上げてきました。平成16年8月10日に四者協議というのを作り上げて、駅の設置をある程度考慮していただきました。私は一貫して「駅は必ず出来ます」と言ってきましたが、反対される方には「駅なんて出来るか」と言われてきました。昨夜工事の説明を致しまして、私も感慨深いところがありました。

またこの地が区役所になり駅もあれば大変便利な区になると思しますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思っております。協議会の皆さん方にも大変ご苦勞をかけましたが、今後私たちのこの地は私たちの力で発展させていかなければなりませんので、ご協力をお願いしたいと思っております。

また、ふるさと祭も昨日実行委員会を開催し、今年は7月31日に行うことに決定いたしました。ちょうど熊本市の火の国まつりが8月の第1土曜日に行われますので、富合町は7月31日に開催することになりました。協議会の皆様方にもご協力をお願いしたいと思っております。

今日は熊本市から都市計画の課長さんをはじめ、担当の皆さんがおいでになっております。この都市計画の問題については、合併協議の中で大変議論になりました。集落開発など色々な要望を聞いていただく事をお願いしながら、今後進めていきたいと思っております。今日は詳しく説明があると思しますので、皆さん方からも色々要望していただき、よりよい富合町を作りたいと思っておりますので、宜しくをお願いしたいと思います。では早速議事に入っていきますので、また議長から進行していただきたいと思っております。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。それではこれより、議事に入ります。

本日は「集落内開発制度と今後の都市計画」について議題としております。それでは協議第1号「集落内開発制度と今後の都市計画」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、都市建設局都市政策部都市計画課から課長以下3名の方が入っております。では、都市計画課のほうから説明致します。

皆さん、おはようございます。どうぞ宜しくお願いします。本日はこのような特例区協議会という場で説明の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。「集落内開発制度と今後の都市計画」ということで今日のご説明させていただき、これに対して皆さま方のご意見を賜ればということでやってまいりました。

集落内開発制度につきましては、今村崎区長からもございました通り合併の時に大変大きな議論になったということでございます。平成19年度には集落内開発制度の条例制定について、地域の実情に即した取り扱いをということで、熊本市長とともに要望もいただきました。それを踏まえまして昨年の6月、これはまだ植木・城南の合併の動きが非常に盛んな中でございますが、市長の方から「県よりも一段と緩和したものに」ということで、制度の概要を公表させて頂きました。そして、昨年の10月にこちらの特例区協議会さらに嘱託員会議のほうに制度の説明をさせていただきまして、意見もずいぶん頂いたところでございます。そういったものも踏まえまして12月に条例を制定し、この4月から集落内開発制度を運用しているというところでございます。

本日は私どもの、説明のポイントとしては2点でございます。まず集落内開発制度の条例の内容を再度ご説明させていただきますと共に、富合地区で昨年集落の連たん状況の調査を行いましたので、その結果についてご報告をするというのが1点。

もう1点は政令指定都市移行後、都市計画法の規定により線引き等も行われますが、区域の再編ということも併せて計画が行われます。この富合地区が、熊本都市計画区域に属した方がいいのか、それとも現状通り宇土都市計画区域に属する方がいいのか、その辺の評価を行っておりますので、そのご報告もさせて頂きたいというふうに思っております。

それではパワーポイントを使い説明させて頂きます。お手元には資料を配っておりますが、よろしければスクリーンのほうをお向き頂きたいと思います。宜しくお願いします。

「集落内開発制度と今後の都市計画について」ということで、ご存知のように富合町は昭和46年に当初熊本都市計画区域ということで、線引きの都市計画区域でございました。平成13年に宇土都市計画区域、非線引きの都市計画区域に変更となっております。平成20年に熊本市と合併をしております。平成24年度を目標に熊本市の政令指定都市移行を予定しているという状況です。熊本市の都市計画区域は、合併により色々変わりましたのでご説明をさせていただきますと、現在熊本市と周辺市町、合志市・菊陽・益城・嘉島・宇土市がある中で、富合の場所がこちらになります。今、赤で囲みましたところが線引きの都市計画区域、今線引きがあるのが、熊本市と合志市・菊陽・益城・嘉島の2市3町です。合併によりまして、植木・城南・宇土都市計画区域、この3つの非線引きの都市計画区域があるような形になっております。現状は、熊本市内に4つの都市計画区域、線引きの都市計画区域が1つと、非線引きの都市計画区域が3つというような形になっておるとい状況です。

政令指定都市移行に伴いまして、都市計画法の規定により政令指定都市を含む都市計画区域については線引きが必須という事になりますので、富合地区においても線引きがなされま

す。線引きの都市計画区域においては、市街化区域と市街化調整区域というものに分かれまして、市街化調整区域においては建築が制限されるということになります。このため、今後農村集落の定住の促進、また、既存集落のコミュニティの活性化に対する取り組みが必要ということで、現在の熊本市内の市街化調整区域におきまして、平成22年4月より集落内開発制度を制定して、運用を開始しております。集落内開発制度の中身についておさらいのような形になりますが、お手持ちの資料の4ページ目に現在施行している集落内開発制度の説明資料をつけておりますので、そちらも併せてご覧下さい。

まずは市街化調整区域におきましては、現在建築できるものはそちらに線引きの前からお住まいの方の物件でございますとか、小規模な店舗または線引きの以前から宅地のところに家を建てるといった人や場所を限定しております。これをこの制度の中では、指定した集落の中において誰でも住宅等の建築を可能にするという制度でございます。

現在の富合の状況につきましては、非線引きの都市計画区域ということで用途が無指定ということになっております。この丸が富合の地域と表現させて頂きまして、濃い緑色の部分が農用地区域でございます。赤で囲んだ集落部分があるという中で、現在は既存集落の外であります、農用地区域の上もしくは白地のところにつきましてミニ開発やアパート等が点在しているという状況です。こうした場合については、道路や排水などの後追的な公共投資が必要になってきます。ここで線引きのあとに集落内開発制度を導入しますと既存集落の中に建物が建つようにいたしますので、既存の公共施設である道路や排水等を有効に利用していくというような形になっていきます。

今現在熊本市の旧市内で運用しております集落の区域の指定基準は、要件に該当する地域を地形地物により区切り、他法令の制限を受けない範囲を指定し、3つのパターンで集落を指定するようになっております。

1つ目は基本的な形になりますけれども、敷地の間隔が60メートル以内で40以上の建築物が連たんしている、絵に出ております青い線の区域を指定するということになります。

次に、単独で上の条件に合わないような場合につきまして、10以上の建築物が敷地間隔60メートル以内で連たんしている2つ以上の区域が主要な道路を共通して150メートル以内で近接しており、建築物の合計が40以上になっている区域。表現が難しいのですが、要は若干離れているようなところでも、道路で繋がっており建築物が合わせて40以上となればこれを指定するということです。県の方で先行している集落内開発制度では適用できないようなところを、こういった基準で区域の指定を行うということです。

もうひとつのパターンといたしまして、市街化区域に隣接をしており敷地間隔60メートル、20以上の建築物が連たんしている区域となります。市街化区域の際に20以上家があるところについて明確な規定がないものですから、うちのほうが独自に出来るような形になっております。

こういった基準を条例で定めまして、区域の指定を行っております。建築可能な用途につきましては4種類でございまして、一戸建て住宅と一戸の床面積が50㎡以上の共同住宅、

店舗併用住宅、日用品の販売店舗となります。一戸一戸の形態については配布している資料の4ページに記載してあります。基本的にはこのような形のものが指定されるというふうを考えられてください。それで先程の区域の指定基準に照らし合わせまして、熊本市内の集落の調査を行うと同時に、富合地区においても平成21年度に現在の集落の規定について調査を実施いたしました。資料の2ページに戻りますけれども、こちらのほうに富合の地図がございまして、オレンジ色でつけているのが用途地域ですね。この外側の集落を先程の基準でみたところ、今赤丸で囲みました12箇所が、調査時点で先程の3つの要件に該当するのではないかと思われる集落でございます。今後、実際にこの制度を運用するのが、線引きを行って市街化区域と調整区域に分ける時ということになります。そして早くても政令指定都市移行の時となりますので、あと2年から数年かかりますものですから、実際導入するときに再度調査を行います。境界線など実際に家が増えたところについてはどんどん広がっていきますから、制度の導入の直近において再度調査を行って具体的な線取りを決めたいと思います。

続きまして政令指定都市に移行した後の都市計画区域についての問題がございまして、政令指定都市を含む都市計画区域につきましては線引きが必須となりますので、今回の合併、新市計画に基づきまして新たな区域の検討が必要ということになります。最初に説明した都市計画区域の地図を模式化したものを出しております。赤い所が線引きの都市計画区域、熊本都市計画区域ですね。緑の四角が3つあるのが、非線引きの都市計画区域です。この中で青い点線の区域が熊本市の区域だと思ってください。それで富合地区はこちらの紫で囲ったところにありますけれども、これを今の状態のまま政令指定都市に移行して線引きをした場合、このように都市計画区域であるところは全て赤くなりますというような形になります。この区域についてどういう形で新しい都市計画区域にするか、ということについて検討が必要になってまいります。政令指定都市移行後の都市計画区域については、本来であれば1つの政令指定都市に一個の都市計画が望ましいと国の指針にもございます。それで都市計画区域の決定権が熊本県となりますので、現在熊本市の他に合志市・嘉島・菊陽・宇土・益城、この関係市町から資料を集めまして、どういった形にするかという調査を県の方で行っております。熊本市におきましてもこれにあわせまして、富合、城南、植木町につきましても政令指定都市移行後に都市計画区域をどうするか、1個の都市計画区域にすべきなのか、それとも現在のように都市計画区域を分けた状態で線引きするのが望ましいかということで、現在の一体性も含めて評価しております。富合地区につきましては、昨年度集落内の調査とともに、この一体性の評価についての作業を行っております。今後こういった各地の調査の結果を元に、熊本県の方に都市計画区域の要望を上げ、県のほうが各市町と調整を行いまして区域の再編案をまとめ、新しい都市計画区域がどういう形であるべきかという案を作成していきます。それに対して、また熊本市が要望・調整を行っていきます。

平成21年度に行われました富合地区と旧熊本市の一体性につきまして、国の都市計画運用指針の5項目で一体性の評価を行うべきであるとされております。左から出ておるのが評

価項目です。「土地利用の状況及び見通し」「地形等の自然的条件」「通勤・通学等の日常生活圏」「主要な交通施設の設置の状況」「社会的・経済的な区域の一体性」ということで、この5つの項目を見て一体性を評価することとなっております。これに基づきまして富合地区の状況と熊本市の状況を調べ、解析を行いました。解析結果につきましては、まずは「土地利用状況及び見通し」については合併の新市計画、また先般定めました熊本市の第二次都市マスタープランなどの計画によりまして、旧熊本市と富合で一体的土地利用が図られるということと、川尻地区を中心とした熊本市南部地域と一体的な市街地を形成しているという状況からしまして、一体性については「非常に強い」というふうに判断しております。ただ「地形等の自然的条件」につきましては緑川で分断されておりますけれども、同一域内に含まれるということで一体性については「強い」という判断になっております。「通勤、通学等の日常生活圏」につきましては、現在通勤者の3割、また通学者の5割が熊本市に通っているというような状況であり、こういったものも含めまして一体性については「大変強い」ということになっております。「交通施設の設置の状況」といたしまして、先程もございましたような新駅の設置ですとか、新幹線の開業、車両基地もここに出来ておりますけれども、大変結びつきの強化というのが期待されております。そのようなことから、こちらの方も一体性が「非常に強い」ということ。最後に「社会的、経済的な区域の一体性」につきましては、熊本市への購買依存度が大変高いということと、広域事務も熊本市に移管されていくというようなことになっているものですから、これも一体性が「非常に強い」というような判断を致しております。

今後の流れでございますけれども、県は平成24年の4月1日、これを目標として都市計画区域の再編、並びに区域区分を決定するというふうに進めているところです。先程の調査結果につきましては、都市計画の再編に関する県との協議に活用させていただきます。同時に県の線引きにあわせまして、現在の地域の指定並びに集落内開発制度の区域指定を行うということで進めさせて頂こうということで考えております。

説明については以上でございます。ありがとうございました。

田中 榮信 議長

質問がございましたら、お願いします。

松永 隆 委員

松永でございます。今回のこの説明について、前回から比べますとだいぶ進捗したかなというふうには思っております。それで、中身に関して2、3点ほどお聞きしたいのですが、富合町は今、宇土都市計画の中に入っています。しかし冒頭の課長の説明では、宇土市と一緒に1つの都市計画にしたいというような要望をされるのかなと。また私達が一番心配していたのが、宇土都市計画区域のままでもいられるのかなというようなニュアンスを、話の中でちょっと受けたのでその2点の説明と、2ページ目の現在の用途地域と調査時点で要件を満たしている集落という形で、富合地域のほとんどの集落が入っているというふうに認識し

ていいんですね。そのへんのことを、詳しくお願いしたいと思います。

事務局

何点かご質問がありまして、松永委員がおっしゃいました通り、今 富合地区は宇土都市計画区域に属しているということでございます。今、簡単に表をお見せいたしましたけれども、一番大きな要因は通勤・通学の依存率ですとか、購買とか、そういったものも熊本市が非常に上回っているということもありますが、一番大きな要因は合併によります新市計画で、熊本市と一体の街づくりが進むということが一番大きいかと思えます。それと富合が、先程村崎区長からもございましたように、区役所の役割を果たすと。要するに熊本市域の南部の中心的な役割を担い、その南部地域の交流が活発になるということで、これは宇土よりもこの熊本市南部の結びつきというのが非常に強まるだろうということ。あと広域行政につきましては、下水道を除きますゴミ収集ですとか、そういった様々な広域事業を数年後から熊本市の方で行うようになるということでございます。そういうことで、行政的にも地域的にも色々な市民生活、経済、そして今後の交流、そういったものを踏まえたと熊本都市計画区域に属した方が一体性が見られるという評価をさせて頂きました。従いまして今後、今回の調査結果をふまえて、県のほうには宇土都市計画区域から富合は外れて頂いて、熊本都市計画区域に属する方が望ましいというような話をさせて頂いただければと思っております。

赤丸が大体の集落をカバーしているのかということにつきましては、当初 県の基準でいきますと3箇所か4箇所ぐらいというようなお話も昨年10月に頂いております。私どもといたしましては法の許す限り条例を緩和して、出来るだけ小集落も該当するようにしてくれということで、小集落同士で合わせて40以上あり150メートル程度の道路で繋がっていれば、一体的なもののみならず、合わせ技40と言いますか、小集落もカバーするような条例で作成させて頂いたものと思えます。従いまして、ほとんどの集落に該当するのではないかと思います。その辺の詳しい話は担当の方からさせていただきます。

先程の2ページの地図ですけれども、丸囲みしてあるところは基本的に現在家がある程度集まった集落につきまして調査した結果、ここについては現時点で線を引いて区域に入れる事が出来ると見込まれるところです。大体の集落が入っておるのは間違いないと思えます。その敷地の幅60メートルとか、150メートルという基準に入っていないところに、ぽつぽつと離れて家があるというような、例えば10件程度の集落がぽんと離れているというようなケースについてはなかなか入ってこないんですが、我々が見たところ、富合町の集落についてはまとまっているところが大変多くて、飽田・天明のように1軒2軒ぽつんと離れているところは入っていないというような状況かなというふうに捉えております。しかし、今後また建ち並びによって形が変わってしまうものですから、現在このような表現でさせて頂いておりますが、大体の集落が入ってしまうということで考えてもらって大体間違いないと思えます。以上です。

松永 隆 委員

本当に詳しくありがとうございました。再度都市計画区域の確認なんですけど、都市が熊本市と一体となっているということに関しては、要するに宇土市が承諾すれば宇土市の都市計画区域も線引きの対象になるということですか。

事務局

基本的には熊本都市計画区域の線引きということで、宇土都市計画区域は今の段階では非線引きですが、都市計画区域を富合が宇土に属したまま政令指定都市になりますと、宇土市まで線引きの対象にはなりません。そういう意味では、宇土市のほうが「そこはどうかして避けたい」という思いが非常にあられるのは皆さま方もご承知のことだと思いますが、私どもとしましても今回の評価結果を踏まえて、それはやはり離して旧熊本市と富合が一体となった街づくりを進めるという方向で入っていただくというのが望ましいという判断でございます。

松永 隆 委員

はい、わかりました。最後ですが、単純に50メートルの50戸という形からしますと、非常に緩和されたと思って評価しております。ただ課長も前回言われましたが、富合町の現在の状況が非常に変化してきております。住宅がものすごく建って、再度その時期がきたらやはり見直す必要があるだろうということをこの場でお答え頂いたと思うんですが、最終的に外回りの線引きを川で区切ったりしていくのか、その辺のところを再度地元の意見を聞きながら緩和して頂きたいなというふうに思っております。よろしくお願い致します。

事務局

その辺は私どもも地形地物というのをはつきり条例で規定しておりまして、川ですとか今ありました道路というのが地形地物と申します。あぜ道とかそういったものは含みませんが、条例もそういう意味では県が概ね50とかしているものも、60ときちっとしたものにしておりますし、連たんも概ね50という感じですが、40ということで39戸じゃ駄目、ただ40だったらOKということで曖昧なところを全て排除しておりますので、条例に基づいてしっかり線を引かせて頂きますし、その際にはまた皆様方にはご報告をさせて頂きたいと思っております。

米原 靖雄 委員

こんにちは、米原と申します。ただいま課長さんの方から、今後は富合町と熊本市が一体的な開発制度を進めていくということですがけれども、富合町は宇土市との都市計画区域に入っておりますし、以前宇土市の議会とか市当局から合併協議会の中でやはり宇土市にも影響

はあるから、熊本市と宇土市の方とで十分に協議してから進めてくれというような要望書を受けておりますので、富合町も今熊本市と一体的な開発制度を進めておりますけれども、宇土市の方ともこれを十分協議されまして、ご理解を頂いて進めてもらったらというような思いがあります。その点は注意して心を配って頂きますようお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。今米原委員がおっしゃいましたように、宇土市には都市計画区域の離脱というはっきりとした意思表示を含めてやっておりまして、行政区間で協議会を作るということでやっております。昨年の5月に宇土市と熊本市が協議会を作り、都市計画の再編につきまして、すでに協議を進めております。私どものほうは今回、平成21年度にこのような評価をさせて頂いて、熊本市と富合町は一体性があるというような話も、宇土市の方には少しさせて頂いています。ただ富合町の方のご理解を得た上で宇土市の方には正式に申し上げますという話で、十分に協議を進めながらその辺はしかるべき手続きをちゃんとふまえながら宇土市の方にお伝えしたいと思っております。

米原 靖雄 委員

それではよろしく願いしておきます。それからもう一点お尋ねをしたいと思えます。この線引きが行われますのは平成24年4月1日からでしょうか。大体基準と申しますか、岡山市あたりはまだ線引きもされていないというような話も聞いておりますけれども、その時期についてお尋ねしたいと思えます。

事務局

時期でございますね。これはこの前の6月議会でも、くつき議員が一般質問で取り上げられた事柄でございます。基本的には出来るだけ遅く、じわじわいってくれというような皆さんからのご要望をくつき議員はじめ村崎区長の方からも承っております。私どもはそういう認識は変わっておりません。しかしながらこれは県がやることでございまして、私どもの方はそういうことも県の方にはお伝えしつつ、作業を進めてまいります。法律では基本的に政令指定都市には線引きを導入するということで、同時にしなさいというふうにはなっていないので、基本的には4月1日には線引きされていなくても法律違反ではないという意味では、時間的な猶予はございます。ただ県の方は先程もちょっと画面の中でありましたように、平成24年4月1日を目標にしていますということを既に言っておりますので、その辺は地元のご要望も県の方にはご説明しながら一緒に協議をしてまいりたいと思っております。

米原 靖雄 委員

それから、協議会の委員は説明を十分受けとりますけれども、行政からはやはり旧富合町民の皆さんにも周知を十分にされまして、それを吸収された上で線引きの見直しあたりも施行

して頂きたいと思います。以上でございます。

田中 榮信 議長

他に。

野口 ミナ子 委員

平成21年度に行われた富合地区の対象地区調査に関しては、家がいくつどんな感じで建っているとか、土地がどうあるかということの他に、そこに住む人たちの調査というものは行ってないんですか。先ほどの米原さんの質問にも関係すると思うのですが、皆さんの意見というものはどんなものでしょうか。

事務局

これは昨年10月に概要を説明させて頂きまして、条例は12月議会で可決されております。12月の制定で今年度の4月から施行を既にしてしております。この条例では、富合町集落の状況がどの集落に該当するのかということとその連たん状況、あとは最終的には地形地物がどのように走っているか。先程松永委員からございましたように、そういったことを詳細に調べる必要がございました。先程も言いましたように条例できちっと決まっております。ここは10戸しかないけれども要望陳情させてもらって、という事ではちょっと困るわけですし、きっちり40戸以上で60メートル、この辺は非常に県よりは緩和したということと、「40戸未満の小集落同士をどうにか救って」という声がここでもありまして、20戸程度で150メートルくらいの道路で繋がってれば、合わせて40戸で1つの集落とみなすなど県よりも非常に緩和した措置も取らせて頂きまして、きちっとした条例になっていますので、戸数とか地形地物によって機械的にひかせて頂くということになるわけです。よろしくお願ひします。

野口 ミナ子 委員

なんでそのような質問をしたかと言いますと、最近は少なくなりましたがここ何年か線引きがあるからということで、様々な業者からアパート建設などの話がとても多くて、迷われた方達をたくさん聞いていますので。ごく最近は少なくなりましたが、そういう事がありますので早く皆さんにも分かって欲しいというのがありますのと、平成24年の線引きが始まる前に早くしなくてはという感覚を持っているんじゃないかなと思います。線引きがあるということは、一番の目的はもちろん農地などを大切にすることだと思ひますので、その辺りの説明会なども必要じゃないかなというふうに思ひます。

事務局

先程も言いましたように、説明会はしかるべき時期にやらせて頂きたいと思ひます。しか

るべき時期といたしますのは、今の段階でまだ非常にアバウトにこういう集落が該当しますということで指し示しておりますが、今富合地区はどんどん家が建っておりますので、最終的には線引きの直前にきちっと調べないと線が確定しないというのも事実でございます。制度の話につきましても、集落においてきますと、その線はどうなるんだという話に専らなりますので、線引きの時期が見える段階、または集落内制度が導入されてある程度線引きも見えるような段階で、皆様方にはお話した方がいいのかなというふうには考えております。

くつき 信哉 熊本市議会議員

少し私もお尋ねしていいでしょうか。初めて色々お話ししながら、沢山質問をさせて頂きました。村崎区長もゆっくり進めてくれという気持ちがありますし、こういう形で2ページにも色分けして書いてございますが、実際は先ほど課長がおっしゃったようにどうなるんだろうと。土地を持っている、農地を持っている皆さん方は農業をしないといけないという気持ちもあられますけど、農業では成り立っていかないじゃないですか。そういうことで土地を活かしたいという、そういう方はたくさんおられます。色んな方がおられますから非常に難しい問題です。やたら線引きして調整区域に入ったと言われると矛先がこっちのほうに向きますし、それを一番感じるものですから。そういうことですので、今後開発がされていきますけれども集落内開発の中にどの位入っていくのか外れるのか、今の状況をちょっと知りたいという思いもございます。

それから県と話し合いをして一回決まってしまうたら、「ちゃんとその時納得されたじゃないですか」と言われます。そういう思いを私達もしてきました。今度の合併でも、合併協議会で話したでしょうと。小さい自治体としては、正直事務的な形でやった後で、また話し合いがあるんじゃないかなと思うんですけど、合併してしまえばその時話し合ったじゃないかということですね。なかなか後からは変更できない、それが実態でございます。

それからご質問にありましたように政令指定都市になった新潟とか、政令指定都市になったけれども線引きがなされていないところもあります。そういうことですから、なかなか難しいと思います。富合の問題もありますし、それから城南も植木もありますから。富合は宇土都市計画区域とかそういうのが絡んで、宇土の方からは一緒に熊本組織合併に入るのは大変だという気持ちもありますから、そここのところの兼ね合いがあると思いますが、そんなに急がずをお願いしたいと思います。私たちが都市計画区域を見直そうとする運動の中で、失礼ですが県の冷たさを十分味わってきました。そういう事も含めまして、熊本市はあたたかいと思いますから、よろしくをお願いしたいと思います。

事務局

くつき先生をはじめ、富合地区の皆さん方のご意見・ご要望というのは、私どもも非常によく理解しております。その旨、県の方には申し伝えたいと思います。線引きはじわじわと、といったことも良く理解しているつもりでございます。また色々と県と協議する中で、具体

的なスケジュールあたりが詰まってきましたら、またこういう場を使ってご説明させていただきたいと思います。

またくつき先生の方からは、具体的な線引きを一回見せてくれというような話なんですが、家が毎月毎月建っているような状況で具体的な線を一旦お見せしますと、非常に一人歩きすると言いますか、誤解を招くような事もあると思います。今回はよろしければ対象集落はこのような形になりますというような事で留めさせて頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ちなみに、今、他都市の例が先生の方からございましたが、岡山・静岡・浜松については政令市と同時に線引きが導入されております。あと新潟は平成19年に政令市移行しておりますが、合併の時に説明が足りなかったせいで熊本市と富合町が合併する時のように大きな問題にならずに、今になって非常に大きな問題になり、県も非常にやりかねているという現状もございます。相模原につきましては、平成22年4月1日から政令市移行しておりますけども、こちらも同様に合併の時にほとんど論議をされておらず、住民の反発がものすごいということで先延ばしにされております。いずれにしても皆様方の意向というのは、県に伝えつつ先に進めてまいりたいと思います。

松永 隆 委員

すみません。もうひとつ思い出した事がありまして、線引きがされる平成24年4月1日を目標にその線引きが導入されて、もちろんその後はちょっと無理かなと思いますが、例えば新築許可願いを出した時に、どの辺でもう建てては駄目ですよとなるんですか？その辺の時期の緩和というのは考えておられますか。

事務局

新たに線引きをすることになりますので、開発許可の際に既存権利の届出というものがありまして、線引き後6ヶ月以内に家を建てる予定で届出をして頂くと建てられるようになるというのが、5年という設定があります。

田中 榮信 議長

ただいま集落内開発また都市計画について、市のほうから説明がありました。「協議第1号」につきまして、他にございませんか。なければ「協議第1号」につきましては、原案の通りご承認頂けますか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

はい、それではそういうことですので、宜しくお願い致します。また市におかれ

ましても、協議会の方から色々ご質問しましたが、その点充分留意されまして今後とも宜しくお願ひしたいと思います。それではこれより報告事項に入ります。報告第1号「警報等発令時の待機態勢」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは熊本市水防態勢について、総務班の方から説明致します。

警報等発令時の待機態勢につきまして、お手元の資料の5ページから7ページのご説明をさせていただきます。今回の協議会が市議会開会中の為、本議題の説明が先日の囑託員会と前後してしまいましたが、改めて今回ご報告させていただきます。

本年度も水防の時期に入りまして風水害等に対処するため、富合総合支所における警報等発令時の待機態勢、5班待機編成につきましての資料でございます。これは平成22年度熊本市水防態勢に基づき、態勢時の諸活動を行うものでございます。資料6ページに本市の平成22年度の水防態勢、7ページに配備態勢及び配備基準の資料でございます。以上簡単にご説明申し上げました。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました。「報告第1号」でございますけど、何かございませんか。他に何もなければ、次へ進みたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

それでは続きまして、報告第2号「今後の行事予定」につきまして、事務局からの説明をお願い致します。

事務局

それでは行事予定について報告致します。6月21日に定例の農業委員会がございます。24日に資源ごみ拠点回収でございます。それと7月11日に参議院議員の通常選挙がございますので、期日前投票が6月25日から7月10日までございます。それと7月8日は拠点ごみ回収日、総合健診の結果説明がございます。それと11日は先程も言いましたように、選挙の予定になっております。それと14日特設人権相談、合併特例区協議会の予定でございます。あと、午後から囑託員会議がございます。区長の方からもお話がありましたが、7月31日がふるさと祭、7月11日が参議院の通常選挙でございます。以上でございます。

田中 榮信 議長

それでは、協議会の日程でございますが、原則では第2水曜日に開催するというところでご

ございます。来月は7月14日10時からということでしょうか。7月14日10時からでございます。それと先程説明がありましたように、午後1時半からが嘱託員会議ということでございます。それでは事業計画につきましては、それでよろしいですか。では、そのように致します。事務局からまた、いくつか連絡事項があるということでございますのでお願い致します。

事務局

お手元に配っております地区要望に対する回答書、こちら先日の嘱託員会議の方で各地区の区長さんにお渡ししたところでございます。これにつきましても、まずは協議会の方に報告をと思っておりましたが、議会中で会期がずれましたものですから、区長会の方で先に回答をさせていただいたさせていただきます。各区長さんの方にはこちらの方で回答し、個別事項につきましては、区長さんの方から各課の方にもまたお問い合わせをして頂いているところでございます。

さらにもうひとつ、議会の方で熊本市富合町の南田尻・田尻・平原・新の4地区につきまして、境界変更による宇土市への編入に関する陳情というのが出ましたものですから、そちらのほうの陳情書をつけております。こちらにつきましては、去る6月9日にこちらの4区長さんの方から事情をお聞きしたところでございまして、今のところ目立った編入に関する住民の皆様様の活動はないということでご報告を受けただいでございます。以上、その他でございます。

また、資料はございませんけれども、7月1日の熊本新港で行われます新幹線の陸揚げ式のご案内がお手元に配ってあるかと思っております。7月1日、熊本新港にN700系のさくらが入港する予定でございます。その際に陸揚げ式というのを行いたいと考えておまして、富合町の3園児の歓迎の歌などを考えているところでございます。但しこちらにつきましては、一切広報はしないということでJRも熊本市も広報はやらない、一般には公開しないということでございます。皆様方も取り扱いの方はご注意をお願いしたいと考えているところでございます。当日は、そちらの方に行くということであれば、8時半に総合支所の方に来て頂きますと、うちの方でまた送迎の手配をしたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。熊本新港のコンテナヤードが、テロ特措法の関係でかなり一般の人が入るのが難しいということでもありますので、まとまって行きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

それと、この前も確か報告したかと思っておりますが、おてもやん総踊りが近づいてまいりました。8月7日におてもやん総踊りが開催される予定でございまして、今回も合併特例区で参加したいと思っております。昨年同様、参加費は一人500円程度を考えておりますので、皆様の参加の方を宜しくお願い致します。

それと先程火の国まつり、ふるさと祭等もご紹介したところでございますけれども、実は口蹄疫が非常に宮崎の方で問題になっておまして、もしも熊本県内で発生するようなことがあればイベントの方も考えなければいけない状況に陥っているところであります。それにつ

きましては、もし発生した場合にはまた皆様にご報告したいと思っております。この後ちょっと緊急の課長会議を開いて、口蹄疫の対応等を考えたいと思っておるところでございます。富合の方には4牛舎1豚舎があるということで、もしも富合から発生した場合のことを考えますと、その地区の人の移動制限とは言いませんけども自粛ですね、その辺りもお願いして回らないといけないという事になりますので、また皆様の元にもお願いをしなければと思いますので、その点はまた宜しくお願いします。事務局からは以上でございます。

米原 靖雄 委員

すみません。7月1日の時間は？

事務局

8時半にこちらに来て頂きますと、一緒に行きたいと思っておりますので。実際の搬入は夜中です。時間は一切公表いたしません。おそらく1、2時くらいの真夜中の最も交通量が少ない時になるかと思っております。公表するとかなり人が来て危ないという事で、公表はしないという事でございますので、宜しくお願い致します。

田中 榮信 議長

それでは先程の予定では、7月1日の総合支所8時30分集合出発ということでございますので、宜しくお願いしたいと思っております。それでは「その他」で最後になりましたけども、新幹線車両基地の見学会の事で昨日部会長さんと会議をしましたところ、新幹線の車両基地見学会につきましては皆さんと一緒にお話をしたいというような事ございました。それについて、地域振興会長の方から皆さん方にちょっとお話があると思っております。宜しくお願いします。

松永 隆 委員

昨日部会長会議をしまして、見学会を8月21日にする予定です。話が二転三転しておりますが、今現状で分かっているのは、富合町ではなく熊本市が650名ということで午前中に見学会を行うと。午後からはJR主催と言いますか、物産とか色んな熊本のイベントを取り組んで、全国からの見学会をされるということでございます。それで私たち特例区協議会としては富合町の方々を見学会に招きたいという考えを持っております。そこで、建設課長や特例区長の方にも是非働きかけをして頂いて、出来るだけ多くの富合町住民の方が見学出来るような人数を、再度要望・検討して頂きたいと。それと部会長会議の中でも、小中学校合わせて生徒が700名位ですかね。この前の一般質問の中でも、先々は見学が出来るかどうか分からないというような回答であったということもありますので、是非この機会に富合町の特権という形で、区長からも働きかけをして頂きたいと思っております。

7月14日に広報誌に載せますのでその前に担当課と何度か協議をして、募集期日も皆さ

んと検討して厳正なる抽選をしなくてはならないと思いますので、そういった形で宜しくお願ひ致したいと思います。あとは建設課の方から、分かっている範囲で説明をお願いします。

事務局

今お手元にお配り致しました（案）でございます。まだ概要でございますが、実施日が今の話で8月21日の土曜日、10時から12時の間に地元関係者を650名、プラスその他関係者ということで車両基地の見学会を開催します。主催は、鉄道運輸機構でございます。中のスタッフ等については、実際車両基地は動いておりますのでJRの職員がほとんど張り付くということで、今話が進んでおります。

地元関係者と申しますのは、新幹線関連の車両基地本線等含めまして、650名のうち地権者が250名ほどいらっしゃいます。あわせまして、旧富合町から新幹線関連の受託事業を行っておりますお世話になっている方が、20名程度いらっしゃるという状況でございます。あと、市関係と申しますか行政関係者等々、例えば市議会議員さんであれば50名、富合内の嘱託員さんが22名、合併協議会の委員さんが9名等々の人数を加算致しますと、大体350名程になります。現在機構の方の要望が650名でございますが、そうした場合公募をかけるのは300名程になろうかと思っております。

資料に書いてありますが、21日午後からはJRの営業での見学会でございます。汽車に乗って貰って車両基地の観光をするといったことで、21日の午後から翌日一日中ということで計画されております。基本的にはJR宇土駅に来て頂いて、宇土駅から車両基地までピストン輸送するという計画をお持ちのようです。

資料の真ん中の実施内容でございますが、鉄道運輸支援機構の九州建設局長とJR九州の社長が、地権者、関係者にまずはお礼を申し上げるセレモニーを予定させて頂ければというのがメインの行事でございます。時間的には30分以内で終わる予定で現在組まれているようでございます。見学会の内容につきましては、JRが営業されます21日の午後からのものと同じでございます。新幹線のさくらと2両編成のつばめを車両基地内に置き、特にさくら号につきましては、工場内に据えて実際車の中も歩いて頂くといったことが検討されております。あと、車両基地内の諸設備、電気の関係で入れる場所と入れない場所がありますが、危険性の少ないところについては作業通路を歩いて頂いてご見学頂くといったことで、見学行程的には大体1時間ということで考えられております。それとあわせまして熊本の観光物産展ということで、熊本県と打ち合わせが進められています。それとこれはJRの方でございますが、21日の午後から22日にかけて約6,000名の募集をかけてあります。6,000名の根拠を聞きましたら、大体1時間に600名が見学出来る精一杯の人数だろうということで、積算しているみたいでございます。それから元に戻りますが、午前中の富合町中心の地元関係者650名については、セレモニー込みで2時間程度という事で650名というのが精一杯じゃないだろうかという話を機構から伺っている状況でございます。どうしても工場内に置いている車両なんかを歩いて頂くということでちょっと時間がかかるようですので、JRも1

時間に 600 名といった設定で現在進めているみたいでございます。

村崎 秀 合併特例区長

1 時間ほど時間を早めてもらったかどうか。富合の人たちもとても見たいでしょうから。

松永 隆 委員

良ければ今区長がおっしゃったように、9 時もしくは 8 時半なら尚更いいですよ、朝の方が涼しいから。ただ JR が職員を配置しなければ出来ないから、その辺を緩和して頂いてちょっと前倒して、その分で人数を増やして頂くと。その時、例えば学校の生徒の何学年か以上とかにしてもらうといいですね。

村崎 秀 合併特例区長

10 時か、その前に。

松永 隆 委員

セレモニーは 10 時になってから、少し人間がいればいいですから。支援機構と JR と別個だから、話が合わないと思うんですよ。そこを無茶だと思いますけど、最後ですから一緒に話し合ってもらえると有難いです。

田中 榮信 議長

はい、ありがとうございました。他になれば本日の協議を終わりたいと思います。長い時間、大変ご苦勞様でございました。これで平成 22 年度第 3 回富合町合併特例区協議会を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 22 年 7 月 14 日

署名委員

改原 明博

署名委員

松永 隆